神戸地方裁判所委員会(第15回)議事概要

1. 日時

平成20年7月15日(火)13:30~18:00

2. 場所

神戸地方裁判所101号法廷等

3. 出席者

(委員)

天野和生,守殿貞夫,小泉修三,坂田正人,外木場久雄,竹本昌弘,玉田はる代,徳永恭子,中西均,根岸哲,平賀真理,三浦潤,三木孝,水上敏(五十音順,敬称略)

(オブザーバー裁判官)

東尾龍一, 佐野哲生, 岡田信

(庶務)

寺田俊弘,笹倉芳徳,打田實,澤明憲,山田誠,藤原扇一,石川雅也

- 4. 議事(は委員長, は委員の発言)
- 4.1. 前回の委員会後における広報活動の報告 裁判所から次の2点の広報活動について報告があった。
 - 1 兵庫県,神戸市及び兵庫県商工会連合会への広報依頼について
 - (1) 兵庫県の関係では,兵庫県知事室長に面会し,県の広報誌に裁判員制度 広報の掲載を依頼するとともに,県民局のリストの提供を受けた。その後, このリストを元に,各県民局に管内の裁判所職員が伺って広報依頼を行い, 現在も広報を展開している。
 - (2) 神戸市の関係では、神戸市の秘書室長に面会し、広報依頼をした結果、 7月1日に開催された同市内の自治会長が集まる自治会連絡協議会において、広報依頼を行うことができた。

- (3) 兵庫県商工会連合会の関係では,兵庫県商工会連合会の専務理事に面会し,7月23日に開催される商工会事務局長会議での広報を依頼した。また,今後,管内の職員が各商工会に伺って広報依頼をすることを連絡していただくことになっている。
- 2 憲法週間行事について
 - (1) 法曹三者で,サンテレビのニュース番組へ出演した。
 - (2) 神戸まつりへ参加して,法曹三者で裁判員制度広報を行った。
- 4.2. 今後,裁判所が行う広報活動の報告

7月23日に夏休み子供法廷を,8月2日,3日に姫路お城まつりでの裁判員制度広報を,10月に法の日週間行事をそれぞれ予定している。

- 4.3. 模擬評議体験及び意見交換(13:00~16:30)
- 4.3.1 模擬公判(裁判員裁判)ビデオの視聴
- 4.3.2 模擬評議の実施

裁判官1人と地裁委員(法曹委員等を除く。)4人をひと組として,2か 所のラウンドテーブル法廷で実施

4.3.3 模擬評議についての感想及び意見交換

強盗致傷や恐喝のように,この罪名がどういった罪であるのかを,事前に, はっきりさせておく方が,議論を進めやすい。

また,量刑を判断する前提として,今までの判決結果のデータ等の資料が必要である。

現実の裁判において,事実認定から始まり,最終的に量刑判断まで行うというのは,なかなか難しいものがあると思われた。裁判員の意見がまちまちとなり,まとまりにくくなることも予想されることや,素朴な疑問が最初に出てくること等,裁判官3人が,どのようにとりまとめられるのかということが,今後の課題になると思われる。

強盗という言葉について、皆さんそれなりにインプットされているものが

あると思われる。したがって、本模擬評議では、この程度の事案でも強盗か、という印象を持たれた方が多いのではないか。そういった点について、どの段階で、裁判官が説明するのかにより、大きな影響が出てくるかもしれない。全体として、裁判員の意見が一定の方向に向かうというのは難しいことであり、リードする裁判官の司会も大変であろうと思われるし、専門である裁判官は別にして、裁判員が長時間の評議に耐えられるのかという危惧もあるところである。また、例えば、教科書にあるような、被告人には無罪の推定がされるということや、有罪率はどの程度か、あるいはこの程度であれば、これくらいの量刑が相場ですということを教示するのか、教示するとすればどの段階で行うのか、といった点も悩ましいところである。最後に、客観的証拠によるという点については、特に問題にはならないが、自分ならこうするとか、行動の解釈を、それぞれの裁判員が行うところも難しいところであると思われる。

模擬評議のビデオが断片的で,不十分であったので,なかなか議論が固まらなかったというのが正直な感想である。ビデオの見方によって,判断が違うところもあり,現実の事件とは違うのではないか,と感じた。特に今回の事案は,被害者,被告人ともに合理性のない行動をしていたので,難しい評議であった。

発言をよくされる方の意見に左右されることがあるのではないかということ及び裁判官3人の評議のもっていきかたや意見に相当左右される傾向にあるということを感じた。これらの点については、裁判所も検討しているところであると思うが、誘導される方向に進むのではないかという危惧もある。そのあたりを十分に工夫していただきたい。

被告人のこれまでの生活,性格,人となり等が出ていなかったが,これが不十分に思われる反面,それに引っ張られるところがあるという感じも受けた。その場合,客観的な事実のみで,どう評価するのかについては,仮に,

被害者の情報がもっと多い場合には、判断が違ってくる場合もあり、それを考えるにつき、報道の在り方というのはどうあるのか、裁判外にどこまで国民に情報を出していくのか、ということを非常に考えさせられた。

法律的な知識の少ない一般の人にとって,裁判官が強盗と恐喝の違いを分かりやすく説明するのは良いことである。

量刑判断については,素人には,判断がつきにくいところがあるため,こればかりは,どの範囲内であるという説明に依存せざるを得ないと感じた。

白熱した議論であったと思う。特に事実認定については,専門家でなくとも十分議論できると感じた。ただ,構成要件等の基本的な知識について,裁判官がうまくリードするのが役割ではないかと思った。

スムースな評議であったと思う。ただ、私たちはずっとこの世界に生きているので、裁判で行われる一つ一つの手続が当たり前になっているが、模擬評議を見ていると、裁判員になられる方々は、専門家ではないため、一つ一つ理解していただくことが今後の課題であると思う。

4.4. 次回の議題

追って各委員の御意見をお聞きした上、決定する。

4.5. 次回期日

追って調整する。